

日本ヴィラ＝ロボス協会会則 (2017年3月22日改正)

第1条 目的

協会は、ヴィラ＝ロボスとその音楽に関心を持つ人に対して、その音楽の普及と発展に寄与することを目的とする。

第2条 名称

この協会は、日本ヴィラ＝ロボス協会（以下、協会）と称する。欧文ではVilla-Lobos Association of Japan、ブラジルポルトガル語表記は、Associação Villa-Lobos do Japãoとする。

第3条 活動

協会は、ヴィラ＝ロボスに関わる演奏会の企画や演奏会の後援を行う。また、協会ウェブサイト運営、ヴィラ＝ロボスに関する楽譜・書籍や研究活動の集積および情報提供などを行う。

第4条 会員の条件

ヴィラ＝ロボスとその音楽を愛好する満10歳以上のものは、誰でも所定の入会申込書を理事長に提出することで、正会員となることができる。理事長は、上記による入会を認めないときは速やかに理由を明らかにし、本人にその旨を通知せねばならない。

第5条 役員の種類と定数

協会には次の役員を置く。理事 3名以上5名以内 / 監事 1名以上2名以内
理事のうち1名を理事長（会長）、1名を副理事長（副会長）とする。

第6条 役員を選任

理事および監事は、理事長が理事会の承認を得て、指名により決定する。理事長は協会会長を兼ね、副理事長は協会副会長を兼ねるものとする。理事長は、協会創立の趣旨を解し、ヴィラ＝ロボスについての造詣の深い音楽家を理事会が選任する。副理事長は、理事長が理事の中から指名する。監事は、理事または協会の職員を兼ねてはならない。法第20条各号のいずれかに該当するものは、協会の役員になることができない。

第7条 理事会の参加者要件

理事会は、理事によって構成される。それ以外の参加者の参加は、原則として認められない。理事会の議長は理事長が務める。

第8条 名誉会長・名誉会員・顧問・相談役など

協会は、必要に応じて名誉会長や名誉会員および顧問、相談役を置くことができる。これらの役職は、理事会の承認によって設置されるものとする。

第9条 総会について

総会はすべての正会員をもって構成する。総会は、理事会の決議に基づき理事長が招集する。総会の議長は理事長が指名する。総会決議は、総正会員の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。総会に出席できない正会員は、書面又は電磁的方法によって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

第10条 入会金および会費など

正会員は、定められた入会金および会費を納入しなければならない。生徒・学生は、30歳未満で教育機関に所属している限りにおいて、所定の条件のもと、会費が無料とされる。

第11条 正会員の資格の喪失

正会員が次の各号の一つに該当するとき、その資格を喪失する。

- 1.退会届を提出したとき。
- 2.本人が死亡したとき。
- 3.会費を納入せず、また催告に応じないとき。
- 4.除名されたとき。

第12条 退会と除名について

正会員は所定の退会届を理事長に提出し、任意に退会することができる。また、正会員が次の各号の一つに該当する場合、理事会の議決により、これを除名することができる。

- 1.この定款など、協会の定め違反した時
- 2.正会員の言動が協会の体裁を損ない、品位や秩序を乱したとき。
あるいは、その可能性がある判断されたとき。
- 3.正会員を除名する際には、議決の前に当該正会員に弁明の機会を与えねばならない。

第13条 抛出金品の不返還

いかなる場合も、すでに納入した入会金および会費、その他の抛出金品は返還しない。

第14条 会計年度

会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

第15条 協会および事務局の所在地

協会は、事務局を東京都豊島区南長崎5-25-14大野ビル3階に置く。

第16条 会則改正について

理事会の全会一致により、会則は改正される。

日本ヴィラ＝ロボス協会 入会案内 (2017年5月10日改正)

<日本ヴィラ＝ロボス協会のご紹介>

日本ヴィラ＝ロボス協会は、1987年に指揮者・村方千之によって創設された協会です。演奏家・愛好家を問わず、ヴィラ＝ロボスの音楽に魅了された人たちが集い、その音楽の普及と発展に寄与することを目的として活動しております。初代会長である村方千之の他界に伴い、一時期は活動を縮小しておりましたが、現在また活動を順次再開しております。

協会の創設から約30年が経ち、日本におけるヴィラ＝ロボス受容も随分と変化してきました。しかし、それでも未だ、ヴィラ＝ロボスの音楽の普及や研究は、海外に比べて十分なレベルにあるとは言えません。協会では、駐日ブラジル大使館やリオデジャネイロのブラジル音楽アカデミーと連携を取りながら、引き続き、ヴィラ＝ロボスに関わる演奏会の企画や演奏会の後援、また、ヴィラ＝ロボスに関する楽譜・書籍や研究活動の集積および情報提供などを行って参ります。ご興味をお持ちの方は、choros@villalobos-jp.orgにどうぞお問い合わせください。

<入会すると...>

- ・協会オフィシャルサイト会員ページにアクセスできます。
- ・協会より、随時メールマガジンが届きます。
- ・協会主催のイベントに優先的に参加出来ます。
- ・ヴィラ＝ロボスの作品に関する楽譜・資料の
- ・ヴィラ＝ロボス作品を公の場で演奏ないしは講演で発表される場合、年一回まで祝花をお届けします。(演奏家会員のみ)

<入会お申し込み>

日本ヴィラ＝ロボス協会会則欄をお読みになった上で、入会ご希望の方は本協会ウェブサイト上の入会フォームからお申し込みください。

入会金：2,000円

年会費：会員種別ごとに異なります。

入会金 2000円

入会金と年会費のお支払いが確認出来次第、会員ページへのアクセスキーをお送り致します。また、順次メールマガジンを配送致します。

年会費：会員種別（年次は4月1日～3月31日となります。途中入会による減額は行っておりませんので、一律以下の会費となります。ご了承ください。）

1.学生会員 無料／年

満29歳までの、教育機関に所属している学生。
卒業後は一般会員に自動切り替えとなります。

2.一般会員 3000円／年

3.演奏家会員 5000円／年（学生も含む）

特典：ヴィラ＝ロボスの作品を公の場で演奏ないしは講演などで発表する際、自己申請により、協会より会場へ祝花を年1回まで届ける。なお、この特典を不使用の場合は翌年まで権利を持ち越すことはできない。

4.賛助会員 10000円／年

協会の運営をサポートしてくださる会員の方々です。賛助会員にご入会の場合、協会主催の有料イベントに年二回まで無料でご招待させていただきます。

5.法人会員 50000円／年

法人または任意団体の会員。法人会員にご入会の場合、協会主催の有料イベントに年二回まで無料で、1会員につき4名様までご招待させていただきます。

6.特別賛助会員 ご相談ください